



## 新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る 傷病手当金(給与受給者)及び 傷病給付金(個人事業主)の適用期限の変更



この度、厚生労働省から、「新型コロナウイルスに感染した被保険者等に係る傷病手当金(給与受給者)」の適用期限について、令和4年6月30日までとする通知がありました。また、赤平市の独自支援策「傷病給付金(個人事業主)」の適用期限につきましても、右記のとおり、変更後の適用期限まで、取り扱いすることといたします。

※申請されるときは事前に医療保険係まで、お問い合わせください。

### 適用期限

これまで	令和4年3月31日(木)
変更後	令和4年6月30日(木)

## 後期高齢者医療制度に関するお知らせ 75歳以上の方と65~74歳で一定の障がいのある方へ



窓口負担割合が2割となる方には  
負担を抑える配慮措置があります

令和4年10月1日から、医療費の窓口負担が変わります。一定以上の所得のある後期高齢者医療の被保険者の方は、窓口負担が3割の方を除き、窓口負担が2割になります。

※住民税非課税世帯の方は基本的に1割負担となります。

### 【配慮措置が適用される場合の計算方法】

(例) 1ヶ月の医療費(外来分)が50,000円の場合	
1割のときの窓口負担額	① 5,000円
2割になった窓口負担額	② 10,000円
負担増分 (②10,000円-①5,000円)	③ 5,000円
窓口負担増の上限	④ 3,000円
払い戻し (③ 5,000円-④3,000円)	2,000円
この例では、1ヶ月5,000円の負担増が3,000円に抑制となり2,000円が払い戻しとなります。	

問合せ  
北海道後期高齢者医療広域連合  
☎011-290-5601  
医療保険係  
☎32-2214

高額療養費の口座を登録されていない方へ

2割負担となる方で高額療養費の口座が登録されていない方には、法律の施行時に北海道後期高齢者医療広域連合から申請書を郵送いたします。申請書がお手元に届きましたら、申請書に記載の内容に沿って、口座登録をしてください。  
※書類は必ず郵送でお届けします。ATMの操作をお願いすることは絶対にありません。

## 国民健康保険の届け出、忘れていませんか?

国民健康保険は、職場の健康保険と違って、世帯主が加入・脱退などの届け出をしなければなりません。たとえば、加入の届け出が遅れてしまうと、被保険者になった時点までさかのぼって保険税を納めなければなりません。

また、被保険者証がない間の医療費は、全額を自己負担することとなります。

### 被保険者証が変わったときは…

被保険者証が変わったときは、医療機関に被保険者証が変わったことを伝えてください  
※資格のない被保険者証を使って受診した場合、総医療費から自己負担分を除いた額を市へ返還していただきます。



次のようなときは、  
必ず届け出をしましょう！

### 【国保に加入など】

- ・他の市町村から転入したとき
- ・職場の健康保険などをやめたとき
- ・生活保護が廃止になったとき
- ・子どもが生まれたとき

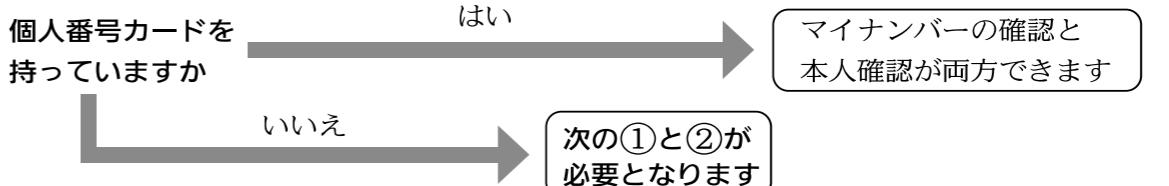
### 【国保を脱退など】

- ・他の市町村へ転出したとき
- ・他の健康保険などに加入したとき
- ・生活保護が開始になったとき
- ・加入者(被保険者)が死亡したとき

### 【その他】

- ・住所・氏名・世帯主などが変わったとき
- ・子どもが就学のために他の市町村に転出するとき

## 窓口でマイナンバーの確認と 本人確認を行なっています



①マイナンバーの確認のために必要なもの

- マイナンバーの通知カード
- マイナンバーが記載された住民票の写しなど



②本人確認のために必要なもの

写真つきのもの1点

- 運転免許証
- パスポート
- 身体障害者手帳など

または

官公庁が発行したもの2点

- 公的医療保険の被保険者証(健康保険証)
- 介護保険被保険者証
- 年金手帳など